

○北海道警察の事務の専決に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第9号

昭和43年5月25日

改正 昭和43年7月1日警察本部訓令甲第17号、44年4月1日警察本部訓令第10号、45年3月20日第3号、8月20日第19号、46年5月13日第6号、47年3月21日第2号、12月21日第15号、48年3月23日第5号、49年4月1日第3号、51年4月1日第7号、52年4月1日第3号、53年3月31日第6号、54年5月21日第8号、55年1月4日第2号、62年4月1日第5号、7月1日第9号、63年5月2日第7号、平成元年4月1日第10号、5月1日第14号、2年3月30日第8号、5月1日第9号、12月27日第17号、3年4月30日第7号、5月29日第10号、4年3月31日第8号、6月22日第13号、8月26日第19号、9月17日第21号、10月16日第25号、10月28日第27号、6年5月10日第14号、8月18日第15号、11月18日第18号、7年10月17日第24号、11年3月24日第14号、12年6月28日第14号、11月24日第25号、13年7月26日第19号、14年5月30日第16号、7月10日第20号、15年11月28日第20号、16年4月1日第12号、17年3月25日第5号、4月1日第19号、11月30日第33号、18年5月18日第19号、19年5月25日第11号、5月31日第15号、6月1日第16号、10月11日第22号、12月6日第25号、20年3月6日第2号、20年4月1日第7号、11月27日第18号、12月25日第24号、21年5月29日第17号、9月28日第24号、22年1月27日第1号、4月14日第11号、23年3月29日第6号、24年3月28日第12号、3月28日第13号、25年3月25日第5号、26年3月20日第11号、27年3月23日第10号、28年3月25日第13号、5月26日第24号、9月7日第26号、10月26日第28号、29年2月3日第2号、3月1日第5号、3月15日第6号、3月17日第10号、5月16日第19号、9月4日第21号、9月14日第22号、30年1月17日第1号、6月15日第11号、10月9日第12号、31年3月13日第2号、3月19日第7号、令和元年9月1日第16号、11月19日第20号、2年2月28日第1号、3月24日第8号、3月27日第13号、7月3日第20号、3年3月16日第4号、9月30日第17号、4年3月11日第2号、3月15日第3号、5月13日第13号、6月16日第16号、9月27日第21号、10月17日第22号、10月31日第24号、5年3月16日第8号、6月30日第16号、8月24日第18号、6年3月15日第6号、3月18日第14号

北海道警察の事務の専決に関する訓令を次のように定める。

北海道警察の事務の専決に関する訓令

(趣旨)

第1条 北海道警察における事務の専決は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(警察本部部長の専決)

第2条 北海道警察本部(以下「警察本部」という。)の部長は、北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)の権限に属する事務のうち、当該所掌に係る別表第1に掲げる事項を専決することができる。

(警察本部、方面本部の課長・次席等の専決)

第3条 警察本部及び方面本部の課長(課長に相当する者を含む。以下同じ。)は、当該所掌に係る別表第2に掲げる事項を専決することができる。

2 警察本部及び方面本部の次席、調査官(次席、調査官に相当する者を含む。以下同じ。)は、当該所掌に係る別表第2に掲げる事項を専決することができる。

(警察署の副署長、警務官等及び課長の専決)

第4条 警察署の副署長、警務官等(警務官、会計官、生活安全官、地域官、刑事官、刑事・生活安全官、交通官、地域・交通官又は警備官をいう。以下同じ。)及び課長は、当該所掌に係る別表第3に掲げる事項を専決することができる。

(警察学校の部長等の専決)

第5条 北海道警察学校(以下「警察学校」という。)の部長、課長及び次長並びに分校長は、当該所掌に係る別表第4に掲げる事項を専決することができる。

附 則

1 この訓令は、昭和43年6月1日から施行する。

2 北海道警察本部の事務の専決に関する訓令(昭和34年北海道警察本部訓令甲第15号)は、廃止する。

附 則(昭和43年警察本部訓令甲第17号)抄

1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和44年警察本部訓令第10号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年警察本部訓令第19号)

この訓令は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則(昭和46年警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和46年5月13日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和47年警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和47年3月21日から施行し、1月1日から適用する。

附 則(昭和47年警察本部訓令第15号)

この訓令は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則(昭和48年警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年警察本部訓令第7号)

この訓令は、北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(昭和51年北海道公安委員会規則第2号)及び北海道の組織に関する訓令の一部を改正する訓令(昭和51年北海道警察本部訓令第6号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和51年8月3日)

附 則(昭和52年警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年警察本部訓令第6号)抄

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則(昭和55年警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和63年5月2日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第8号）抄

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年警察本部訓令第7号）抄

1 この訓令は、平成3年4月30日から施行する。

附 則（平成3年警察本部訓令第10号）抄

1 この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第8号）抄

1 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第19号）抄

1 この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成4年11月2日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成6年8月18日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第18号）抄

1 この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成11年警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成14年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成14年7月10日から施行する。

附 則（平成15年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第5号）抄

1 この訓令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定に基づき行われる同法第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の登録、同法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為に係る北海道警察本部長の権限に属する事務のうち北海道警察本部の部長又は北海道警察本部若しくは方面本部の課長が専決できる事項については、この訓令による改正後北海道警察の事務の専決に関する訓令の規定（別表第1交通部長の項25の事項から28の事項まで及び別表第2（交通関係）の項49の事項から52の事項までに係る部分に限る。）を適用する。この場合において、前段に掲げる同訓令別表第1及び別表第2のそれぞれの事項中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成19年10月11日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第2号）抄

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第7号）抄

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第24号）抄

1 この訓令は、平成21年10月13日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成22年1月27日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年4月14日から施行する。

附 則（平成23年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成28年5月26日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成28年10月26日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第2号）抄

1 この訓令は、平成29年2月3日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第5号）

この訓令中別表第3刑事企画課の項の改正規定は平成29年3月1日から、別表第2運転免許試験課の項の改正規定は同月12日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成29年9月4日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成30年1月17日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成31年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成31年3月13日から施行する。

附 則（平成31年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和元年警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和元年11月19日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年2月28日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和2年7月3日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第4号）抄

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和3年9月30日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。ただし、第2条の規定（北海道警察の事務の専決に関する訓令別表第1生活安全部長の項の改正規定（「銃砲の」を「銃砲等の」に改める部分に限る。）、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定を除く。）は、令和4年3月11日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第3号）抄

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和4年6月16日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和4年9月27日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和4年10月17日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第24号）

この訓令は、令和4年10月31日から施行する。

附 則（令和5年警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年警察本部訓令第14号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

## 警察本部部長の専決規定表

部長別	専決事項
各部長（共通）	所掌事務に関する施策を立案すること。
	所掌事務に関する文書、物品等を発し、又は受理すること。
	所掌事務を処理すること。
	警察庁で発する通達（局長又は部長通達以上のもの及び内容が制度等警察運営にわたるものを除く。）を受理し、これを処理すること。
	所掌事務に関する各種会議、講習会等を開催すること。
	他機関と所掌事務について協議連絡を行うこと。
総務部長	遺失物法に基づく施設占有者又は特例施設占有者に対する道公安委員会の指示に関する事務を処理すること。
	制服着用期間変更の決定及び通知をすること。
警務部長	職員の育児休業、育児短時間勤務、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する事務を処理すること。
	職員の職務に専念する義務の免除を承認すること。
	職員の営利企業への従事等を許可すること。
	札幌方面警察署長の諸願届を承認すること。
	職員の旧姓使用の承認に関する事務を処理すること。
	北海道警察運営イノベーション推進委員会に対する報告の受理に関する事務を処理すること。
	警部補（同相当職を含む。）以下の職員の任免に関する事務を処理すること。
	警部（同相当職を含む。）以上の職員の休職、復職及び職務復帰に関する事務を処理すること。
	休職、復職等の申請を受理し、これを命ずること。
	道人事委員会に対し、任用等の諸申請を行うこと。
	警察官及び一般職員の各級昇任試験の実施を通知すること。
	警部補（同相当職を含む。）以下の職員の昇任試験の合格者を決定すること。
	警察官の採用試験に関する事務を処理すること。
	職員の再就職状況に係る届出事項の取りまとめ及びその結果の公表に関する事務を処理すること。
	職員の初任給、昇格、昇給及び給料の調整を決定すること。
退職手当の支給決定を行うこと。	
公務災害に関する事務を処理すること。	



	計画に基づき、学校教養の実施について通知し、その結果を受理すること。
	各級警察学校の入校者を推薦又は決定すること。
	各種術科の技能を検定（審査）し、段級位を決定すること。
	職員のレクリエーション活動について、総合的な企画立案及び指導調整を行うこと。
	監察実施状況の報告を受理すること。
	北海道警察職員懲戒取扱規程第10条に規定する勤務に関する指示等を行うこと。
	警察本部長表彰（警察功績章、賞状及び賞詞並びに重要な部外表彰を除く。）を審査し、決定すること。
生活安全部長	防犯活動に関して指示を行い、又はその結果を受理すること。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告、禁止命令等及び援助に関する事務を処理すること。
	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置に関する事務を処理すること。
	少年警察活動に関して指示を行い、又はその結果を受理すること。
	少年法第6条の2第3項に規定する警察職員を指定すること。
	所管の諸法令に基づく行政処分に関する事務（上申の受理及び審査を除く。）を処理すること。
	道公安委員会の行う聴聞及び意見の聴取（弁明通知及び聴聞通知を除く。）並びに主宰者の指名に関する事務を処理すること。
	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃砲等の所持の許可、当該許可に対する危害予防上必要な条件の付加及び変更、射撃場及び射撃指導員の指定、措置命令、教習修了証明書の交付禁止、業務の廃止及び停止命令並びに指示に関する事務を処理すること。
	火薬類取締法に基づく火薬類の製造等に係る必要な措置の要請に関する事務を処理すること。
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく運搬の届出、指示並びに報告の徴収に関する事務を処理すること。
	放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく放射性同位元素等の運搬の届出、指示及び報告の徴収に関する事務を処理すること。
	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく特定物質の運搬の届出、運搬証明書の交付、指示及び報告の徴収に関する事務を処理すること。
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基

づく病原体等の運搬の届出、運搬証明書の交付、指示及び報告の徴収に関する事務を処理すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に係る協議並びに都道府県知事の確認に係る意見及び助言に関する事務を処理すること。

質屋、古物、金属くず等の営業取締法令に基づく法令違反等の通知を発すること。

古物営業法に基づく公告及び指示に関する事務を処理すること。

金属くず回収業に関する条例に基づく指示に関する事務を処理すること。

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示並びに指示、営業停止命令及び営業廃止命令に係る公表に関する事務を処理すること。

警備業法に基づく講習、検定、警備業者に対する道公安委員会の指示並びに認定の取消し、指示、営業停止命令及び営業廃止命令に係る公表に関する事務を処理すること。

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例に基づく性風俗営業等を営む者に対する道公安委員会の指示に関する事務を処理すること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業者等に対する道公安委員会の風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る許可後の条件の付与又は変更、指示、勧告及び年少者利用防止命令、他の公安委員会に対する処分移送通知書の送付及び行政処分に係る事案の通報、総務大臣との協議並びに国家公安委員会に対する報告に関する事務を処理すること。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づくインターネット異性紹介事業者に対する道公安委員会の指示、他の公安委員会に対する処分移送通知書の送付及び違反行為の通報、国家公安委員会に対する報告、国家公安委員会からの通報の受理並びに情報提供機関に対する情報の提供に関する事務を処理すること。

航空法に基づく国土交通大臣との協議に関する事務を処理すること。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づく援助の申出の受理、援助の申出者に対する事例分析に必要な書類等の提出の要求及び申出の相当性の判断並びに資料の提供、助言、指導その他の必要な援助に関する事務を処理すること。

	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づく事例分析に関する委託の判断及び委託先の選定に関する事務を処理すること。
地域部長	地域警察の運営について指示を行い、又はその結果を受理すること。
	地域警察官の転用申請を承認すること。
	交番、駐在所等の設置、廃止等に関する申請若しくは陳情を受理し、又はこれを処理すること。
	鉄道警察隊の運営について指示を行い、又はその結果を受理すること。
	雑踏警備について指示を行い、又はその結果を受理すること。
	水難、山岳遭難事故等の発生報告を受理し、捜索救助活動等について指示を行い、又はその結果を受理すること。
	全道2方面以上にわたる緊急配備等の発令、指揮及び解除を行うこと。
刑事部長	捜査員の応援派遣を命ずること。
	公開手配について指揮及び指示を行うこと。
	重要な犯罪に起因した死体及び死因が明らかでない死体について指揮、指示等を行うこと。
	死体解剖について指揮、指示等を行うこと。
	国際捜査共助に関する事務を処理すること。
	保護対策（保護区分が重点警戒体制又は連絡体制である場合に限る。）に関する事務を処理すること。
	身辺警戒員の指定及びその解除に関する事務を処理すること。
交通部長	交通事故防止対策について指示を行うこと。
	交通安全運動及び安全教育の実施に関し指示を行い、又はその結果を受理すること。
	特定自動運行の許可、条件の付加及び変更並びに特定自動運行計画の変更の許可に関する事務を処理すること。
	遠隔操作型小型車の使用者及び特定自動運行実施者に対する報告及び資料の提出の要求、立入検査並びに指示に関する事務を処理すること。
	最高速度違反、過積載運転及び過労運転の車両の使用者に対する指示に関する事務を処理すること。
	自動車及び原動機付自転車の使用の制限に係る処分に関する事務を処理すること。
	道路交通法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収に関する事務を処理すること。
	交通規制及び交通整備に関する指示を行い、又はその結果を受理すること。

	保管場所を確保していない自動車の保有者に対する自動車の運行供用制限に関する事務を処理すること。
	信号機又は道路標識若しくは道路標示を設置し、及び管理して行う交通規制に関する事務を処理すること。
	交通安全施設の設置について指示を行うこと。
	バス路線等免許申請に対する意見照会の回答を発すること。
	道路法その他関係法令及び道路交通に関する警察庁と関係省庁との覚書に基づく道路管理者等との協議、意見の聴取、通知等に関する事務を処理すること。
	道路交通法第44条第2項第2号の規定による合意及び公示に関すること。
	緊急通行車両等の確認に関する事務を処理すること。
	緊急通行車両等の標章及び証明書の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。
	広域交通管制に関して指示を行い、又は結果を受理すること。
	交通機動隊の運用について指示を行うこと。
	高速道路交通警察隊の運用について指示を行うこと。
	指定自動車教習所の指導員及び検定員の審査を行うこと
	指定自動車教習所管理者の変更に関する事務を処理すること。
	指定自動車教習所の検査（報告及び資料の提出を含む。）及び指導監督に関する事務を処理すること。
	道路交通法第90条及び第103条の規定による適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令に関する事務を処理すること。
	臨時適性検査に関する事務を処理すること。
	道公安委員会及び警察本部長の行う聴聞に関する事務を処理すること。
	運転免許所有者の行政処分を審査し90日以上180日以下の免許停止処分に関する事務を処理すること。
	仮免許の取消しに関する事務を処理すること。
警備部長	警備情報及び資料を受理し、これを処理すること。
	警備事案の処理について指示を行い、又はその結果を受理すること。
	警衛の実施について指示を行い、又はその結果を受理すること。
	密航監視哨員に関する事務を処理すること。
	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報の受理に関する事務を処理すること。
	警備部隊の動員及び訓練の実施について指示を行い、又はその

結果を受理すること。
災害警備に関して指示を行い、又はその結果を受理すること。
航空機の運用、整備等について指示を行い、又はその結果を受理すること。

## 別表第2（第3条関係）

## 警察本部、方面本部の課長・次席等の事項別専決規定表

警察本部 担当所属	事項名	警察本部			方面本部			摘要
		課長	次席	調査 官	課長	調査 官	次席	
共通	所掌事務に関する軽易な施策を立案すること。	○			○			
	所掌事務に関する軽易又は定型的な文書、物品等を発し、又は受理すること。	○			○			
	軽易又は定型的な所掌事務を処理すること。	○	○	○	○	○	○	
	他機関との軽易又は定型的な所掌事務について協議連絡を行うこと。	○			○			
	警察車両の通常点検結果の報告を受けること。		○				○	
	当直通知簿を発すること。		○				○	
	当直日誌及び特異事件事故発生報告を確認すること。		○		○			
	当直の巡視及び警ら実施簿を確認すること。		○				○	
	警部補（同相当職を含む。）以下の職員の軽易な諸願届を承認すること。		○				○	次席に係る一部のものについては、課長補佐等を含む。
	特殊勤務手当に関する事務を処理すること。		○				○	
	時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令簿及び整理簿の事務を処理すること。		○				○	
	宿日直勤務命令簿の事務を処理すること。		○				○	
	職場教養の実施状況を把握し、又は履修状況を管理すること。		○				○	
	無線機器等の保管、配置及び点検の状況を確認すること。		○				○	
	無線機器等の出納状況を確認すること。		○				○	
	捜査共助の依頼又は処理を行うこと。	○			○			
	弁護人選任通知簿を確認すること。			○		○		
呼出簿を確認すること。			○		○			
保釈者等視察簿を確認すること。	○			○				
総務課	会議（方面本部長・部長・署長・課長）の調整に関すること。	○			○			
	行事計画の予定を通知すること。	○			○			

	道議会関係文書及び資料を受理すること。	○			○		
	公安委員会の軽易又は定型的な事務を処理すること。	○			○		
	北海道公報登載を依頼すること。			○		○	
	文書の收受及び発送に関する事務を処理すること。			○			○
	令達文書の登録に関する事務を処理すること。			○		○	
広報課	広報に関する調整及び資料の収集整備を行うこと。			○	○		
	広報活動実施状況についての定例報告を処理すること。	○			○		
	警察音楽隊の派遣に関する事務を処理すること。	○			○		
会計課	施設占有者が行う申請又は届出を受理すること。	○			○		
	施設占有者に対する報告又は資料の提出の要求に関する事務を処理すること。	○			○		
	特例施設占有者に対する保管物件に関する報告若しくは資料の提出の要求又は保管物件の提示の要求に関する事務を処理すること。	○			○		
	所管の法令に基づく行政処分 of 聴聞通知に関する事務を処理すること。	○			○		
装備課	給貸与品の支給又は貸与の決定及び通知を行うこと。			○			○
	警察手帳の遺失手配を処理すること。			○			○
	通信施設の新増設、臨時架設及び移設を認定すること。			○			○
	警察装備に関する物品の使用及び貸与を承認すること。	○			○		
	船舶の一時借上(国費)を決定し、結果を受理すること。	○			○		
情報管理課	警察情報システムに関する軽易又は定型的な事務を処理すること。	○					
	照会センター業務に関する軽易又は定型的な事務を処理すること。			○			
留置管理課	非常計画の策定の報告を受理すること。	○					
	留置施設及び被留置者の処遇に関する細則の制定又は変更の報告を受理し、承認すること。	○					
警務課	提案を受理し、主管課に回付すること。			○			○
	提案の措置結果報告を処理すること。	○			○		

	と。						
	文書審査委員会の事務を処理すること。	○			○		
	外国人等との共生社会の実現に向けた取組に係る報告の受理に関する事務を処理すること。	○					
	警部補（同相当職を含む。）以下の職員に休職、復職、職務復帰等に関する事務を処理すること。	○					
	一般職員の身分証明に関する事務を処理すること。	○			○		
	指定司法警察員（逮捕状請求権者及び没収保全等請求権者）に関する事務を処理すること。	○			○		
	勤務記録表記載事項異動報告を受理し、これを処理すること。		○			○	
	警察官及び一般職員の各級昇任試験に関する事務を処理すること。	○					
	会計年度任用職員及び臨時的任用職員並びに非常勤職員の任用等に関する事務を処理すること。	○					
	採用予定者の招致を行うこと。	○			○		
	職員調査の実施について通知すること。	○			○		
	職員の昇格及び昇給に関する事務を処理すること。	○					
	軽易な公務災害に関する事務を処理すること。	○					
教養課	拳銃の貸与及び貸与換えを行うこと。	○			○		
	弾薬の配分を行うこと。	○			○		
	拳銃の修理を依頼すること。	○			○		
	巡回教養実施結果を受理し、これを処理すること。	○			○		
	職場教養効果的事例報告を受理し、これを処理すること。		○				○
	術科技能検定の結果を通知し、技能検定合格証を交付すること。	○			○		
厚生課	職員の児童手当の受給資格及び額を認定すること。	○					
	計画に基づき職員及び家族の健康診断の実施を通知し、その結果を受理すること。	○			○		
	警部補（同相当職を含む。）以下の職員の指導区分の申請を受理し、これを処理すること。	○			○		
	健康審査委員に対して、警部補（同相当職を含む。）以下の職員の健康審査を要請し、その答申を受理する	○			○		



	こと。							
監察官室	監察関係事案の即報を受理すること。	○						
	方面本部長表彰事案（賞詞、賞状、感謝状及び部署賞誉を除く。）を審査し、決定すること。	○			○			
	部署からの表彰の上申を受理すること。			○	○			
生活安全 企画課	軽易な防犯活動に関して指示を行い、又は結果を受理すること。	○			○			
	所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の所在調査に関する保護観察所の長からの協力依頼を受理すること。	○						
人身安全 対策課	所管の法令に基づく行政処分の上申の受理及び審査、聴聞及び意見聴取の通知、実施結果の通知並びに報告徴収等の事務を処理すること。	○			○			
	所管の法令に基づく援助の事務を処理すること。	○			○			
	所管の法令に基づき法令違反等の通知（通報を含む。）を発し、又は受理すること。	○			○			
	特異行方不明者、迷い人及び精神科病院無断退去者の手配及び解除通知を発すること。	○			○			
	児童虐待に係る通告の内容を確認すること。			○		○		
	高齢者虐待及び障害者虐待に係る通報の内容を確認すること。			○		○		
少年課	軽易な少年警察活動に関して指示を行い、又は結果を受理すること。	○			○			
	都道府県青少年健全育成条例に基づく通報を受理し、これを処理すること。	○			○			
	少年相談の処理に関して軽易な指示を行うこと。	○			○			
保安課	所管の法令に基づく行政処分の上申の受理、審査、弁明通知及び聴聞通知に関する事務を処理すること。	○			○			
	所管の法令に基づき法令違反等の通知（通報を含む。）を発し、又は受理すること。	○			○			
	軽易な銃砲等の所持の許可及び刀剣類の所持の許可、これらの許可に対する危害予防上必要な条件の付加及び変更並びに国際競技に参加する外国人に対する銃砲等及び刀剣類の所持の許可に関する事務を処理する	○			○			

こと。						
技能検定の実施に関する事務を処理すること。	○		○			
技能検定を受ける資格の認定に関する事務を処理すること。	○		○			
技能検定合格証明書の交付に関する事務を処理すること。	○		○			
許可に係る銃砲等又は刀剣類であるかどうかについて確認をした場合等における他の公安委員会への通知に関する事務を処理すること。	○		○			
射撃教習を受ける資格及び射撃練習を行う資格の認定に関する事務を処理すること。	○		○			
年少射撃資格の認定に関する事務を処理すること。	○		○			
クロスボウ射撃資格の認定に関する事務を処理すること。	○		○			
銃砲刀剣類所持等取締法第14条及び第17条に規定する通知を処理すること。	○		○			
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会に関する事務を処理すること。	○		○			
指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場、猟銃等保管業者及びクロスボウ保管業者に対する業務報告の徴収及び立入検査の実施に関すること。	○		○			
銃砲等登録資料の審査及び処理をすること。		○			○	
火薬類製造業者等に対する立入検査及び証票の交付に関する事務を処理すること。	○		○			
火薬類の運搬等に係る災害の発生の防止又は公共の安全の維持のための緊急措置に関する事務を処理すること。	○		○			
火薬類取締法第52条に規定する通報を処理すること。	○		○			
火薬類取締法施行令第4条に規定する通知を処理すること。	○		○			
不発弾等の発見時の通知並びに除去及び処理の要請に関する事務を処理すること。	○		○			
武器等製造法第28条に規定する通報を処理すること。	○		○			
高圧ガス保安法第74条に規定する通報を処理すること。	○		○			
液化石油ガスの保安の確保及び取	○		○			

引の適正化に関する法律第87条第1項に規定する通報に関する事務を処理すること。							
核燃料物質等の運搬証明書の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。	○						
核燃料物質等の運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたる場合の運搬の届出、運搬証明書の交付、指示並びに関係公安委員会間の通知及び連絡に関する事務を処理すること。	○						
原子力事業者等に対する立入検査に関する事務を処理すること。	○						
届出に係る放射性同位元素等の運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたる場合の運搬の届出、指示並びに関係公安委員会間の通知及び連絡に関する事務を処理すること。	○						
放射性同位元素等に係る許可届出使用者等に対する立入検査に関する事務を処理すること。	○						
特定物質の運搬証明書の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。	○						
届出に係る特定物質の運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたる場合の運搬の届出、運搬証明書の交付、指示並びに関係公安委員会間の通知及び連絡に関する事務を処理すること。	○						
特定物質の許可製造者等に対する立入検査に関する事務を処理すること。	○						
病原体等の運搬証明書の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。	○						
届出に係る病原体等の運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたる場合の運搬の届出、運搬証明書の交付、指示並びに関係公安委員会間の通知及び連絡に関する事務を処理すること。	○						
特定病原体等所持者等の事務所等に対する立入検査に関する事務を処理すること。	○						
危険物貯蔵所等に係る許可をした場合の通報に関する事務を処理すること。	○			○			

住宅集合地域等における麻醉銃猟の許可に係る助言に関する事務を処理すること。	○					
質屋営業の許可に関する事務を処理すること。	○		○			
質屋の営業内容の変更の許可に関する事務を処理すること。	○		○			
古物営業の許可に関する事務を処理すること。	○		○			
古物商及び古物市場主の管理者の解任勧告に関する事務を処理すること。	○		○			
古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定に関する事務を処理すること。	○		○			
古物営業法第22条第2項に規定する証券の交付等を行うこと。	○		○			
金属くず回収業の許可に関する事務を処理すること。	○		○			
金属くず回収業に関する条例第17条第2項に規定する証明書の交付等を行うこと。	○		○			
探偵業者に対する報告及び資料の提出要求並びに立入検査に関する事務を処理すること。	○		○			
探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第2項に規定する身分を示す証明書の交付を行うこと。	○		○			
警備業の認定に関する事務を処理すること。	○		○			
警備業の認定の有効期間の更新に関する事務を処理すること。	○		○			
警備員指導教育責任者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定に関する事務を処理すること。	○		○			
警備員指導教育責任者資格者証の交付、書換え及び再交付に関する事務を処理すること。	○		○			
警備員等の合格証明書の交付、書換え及び再交付に関する事務を処理すること。	○		○			
機械警備業務管理者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定に関する事務を処理すること。	○		○			
機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付に関する事務を処理すること。	○		○			

即応体制の整備に基づく警備業務対象施設の認定に関する事務を処理すること。	○			○			
警備業者に対する報告及び資料の提出要求並びに立入検査に関する事務を処理すること。	○			○			
警備業法第47条第2項に規定する身分を示す証明書の交付等を行うこと。	○			○			
警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付に関する事務を処理すること。	○						
機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付に関する事務を処理すること。	○						
警備業の成績証明書の交付、書換え及び再交付に関する事務を処理すること。	○			○			
警備業の検定合格者審査に関する事務を処理すること。	○			○			
風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可に関する事務を処理すること。	○			○			
風俗営業及び特定遊興飲食店営業の相続、合併及び分割の承認に関する事務を処理すること。	○			○			
特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務を処理すること。	○			○			
遊技機の認定に関する事務を処理すること。	○			○			不認定の場合は、警察本部の課長のみ
遊技機の型式の検定に関する事務を処理すること。ただし、検定通知書(乙)の交付に関する事務を除く。	○						
遊技機の試験事務に関する事務を処理すること。	○						
管理者の講習に関する事務を処理すること。	○			○			
風俗営業者等に対するその業務に関する報告及び資料の提出に係る要求に関すること。	○			○			
風俗営業所等への立入りの際に携帯し、及び提示する身分を示す証明書の交付等を行うこと。	○			○			
遊技機の製造業者の確認に関する事務を処理すること。ただし、確認証明書の不交付に関する事務を除く。	○						

	インターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料の提出要求に関する事務を処理すること。	○			○		
	銃砲等及び刀剣類、質屋営業、古物営業、金属くず回収業、警備業並びに風俗営業等の許可等に係る欠格事由に関する調査を照会し、その結果を受理すること。		○				○
	銃砲等及び刀剣類、質屋営業、古物営業、金属くず回収業、警備業並びに風俗営業等の許可等に係る前科調査を照会し、その結果を受理すること。		○				○
地域企画課	地域警察の運営について軽易な指示を行い、又はその結果を受理すること。	○			○		
	月間の勤務計画を定めること。		○				○
	当務日の勤務計画を定めること。		○				○
	軽易な水難、山岳遭難事故等の発生報告を受理し、捜索救助活動等について指示を行い、又はその結果を受理すること。	○			○		
	軽易な雑踏警備について指示を行い、又はその結果を受理すること。	○			○		
	非常招集事務について指示を行い、その結果を受理すること。	○			○		
通信指令課	2警察署以上にわたる緊急配備等の発令、指揮及び解除を行うこと。	○			○		
	緊急配備計画を決定すること。	○			○		
	無線機器等の借用及び修理に関する事務を処理すること。		○				○
	非常通報装置の設置、変更届の受理等の事務を処理すること。	○			○		
	非常通報を受理し、これを処理すること。		○			○	
	非常通報装置の発報試験に関する事務を処理すること。		○			○	
刑事企画課	少数捜査員を、本部所在地又は近郊警察署に対して一時的に応援又は派遣を命ずること。	○			○		
	捜査員の配置計画を立てること。		○				○
	捜査専従員の異動報告を受理し、これを処理すること。	○			○		
捜査第一課	死因が明らかであって、かつ、事案が軽微な死体を処理すること。			○		○	
捜査第三課	移動警察の実施計画を承認し、又はその結果を受理すること。	○			○		
鑑識課	鑑識器材の修理を行うこと。	○			○		
	鑑定及び嘱託に関する事務を処理	○			○		

	すること。						
	指掌紋記録等及び指掌紋記録等作成処理簿を作成し、送信又は送付すること。		○				○
	指掌紋資料を受理し、これを処理すること。		○				
	身元不明死体票及び行方不明者届受理票の写しを受理し、これを処理をすること。		○				○
	現場写真等作成依頼書を受理し、これを処理すること。	○			○		
	解剖等諸謝金に関する要求を受理し、これを決定すること。	○			○		
	海外渡航証明者犯罪経歴証明を発給すること。	○			○		
機動捜査隊	機動捜査隊の運用計画及び活動計画を承認し、又はその結果を受理すること。	○			○		
組織犯罪対策企画課	国際刑事警察機構との連絡に関する事務を処理すること。	○					
組織犯罪対策第二課	麻薬取締法第58条の3に規定する通報を処理すること。	○			○		
交通企画課	安全運転管理者の講習に関する事務を処理すること。	○			○		
	安全運転管理者の選任届を受理し、これを処理すること。		○				○
	定型的な交通安全教育を実施し、その結果を受理すること。	○			○		
	定例的な交通安全広報を行うこと。	○			○		
	交通事故統計資料の作成及び受理を行うこと。	○			○		
	地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する事務（委嘱及び解嘱を除く。）を処理すること。	○			○		
	遠隔操作型小型車の届出に関する事務を処理すること。	○			○		
	遠隔操作型小型車の使用者に対する届出番号等の通知に関する事務を処理すること。	○			○		
	特定自動運行の許可証の交付、再交付及び返納に関する事務を処理すること。	○			○		
	特定自動運行計画の審査及び関係機関に対する意見の聴取に関する事務を処理すること。	○			○		

	特定自動運行計画の変更の届出に関する事務を処理すること。	○			○		
	自動車運送事業等を行う特定自動運行実施者に対する指示、許可の取消し及び効力の停止に係る監督行政庁に対する意見の聴取に関する事務を処理すること。	○			○		
	特定自動運行の許可の効力の仮停止に関する報告を受理すること。	○			○		
	国家公安委員会に対する特定自動運行に係る行政処分の報告に関すること。	○			○		
	遠隔操作型小型車の通行場所及び特定自動運行の場所が他の公安委員会に及ぶ場合における当該他の公安委員会に対する通知に関する事務を処理すること。	○			○		
交通指導課	道路交通法第108条の34の規定による事業監督庁又は雇用者へ違反通知を発すること。	○			○		
	自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求に関する事務を処理すること。	○			○		
	最高速度違反、過積載運転及び過労運転の車両の使用者に対する指示並びに自動車の使用の制限に係る処分を行う場合の北海道運輸局長等に対する意見の聴取に関する事務を処理すること。	○			○		
交通捜査課	ひき逃げ事件の手配受理及び通報（手配を含む。）を行うこと。	○			○		
交通規制課	軽易な交通実態の調査を指示し、その結果を受理すること。	○			○		
	車両通行禁止、駐車禁止及び時間制限駐車区間除外指定車の標章の交付及び返納に関する事務を処理すること。	○			○		
	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める聴聞の公示手続を行い、又は聴聞結果通知を発すること。	○			○		
	自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく、自動車の運行供用制限書の交付及び運行禁止の標章の貼付けに関する事務を処理すること。	○			○		
	自動車保管場所確保申告書の受理、当該申告書に係る保管場所の確認及び確認通知並びに運行禁止の標章の除去に関する事務を処理するこ	○			○		



	と。						
	自動車の保有者及び保管場所の管理者に対する報告又は資料の提出要求に関する事務を処理すること。	○			○		
	運送事業用自動車について、保管場所が確保されていないおそれがあると認める場合の運輸局長等に対する通知に関する事務を処理すること。	○			○		
	交通規制及び交通整理に関して軽易な指示を行うこと。	○			○		
	交通安全施設の維持状況の報告を受理すること。	○			○		
	道路運送法の規定による公安委員会の意見調査に関する軽易な事務を処理すること。	○			○		
	道路法その他関係法令及び道路交通に関する警察庁と関係省庁間との覚書に基づく道路管理者等との協議、意見の聴取、通知等に関する軽易な事務を処理すること。	○					
	緊急通行車両等の確認に関する事務を処理すること。	○			○		
	緊急通行車両等の標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納に関する事務を処理すること。	○			○		
交通機動隊	交通機動隊の路線及び勤務計画を承認し、その結果を受理すること。	○			○		
運転免許試験課	道路交通法第97条の2、第101条の4及び第101条の7に規定する認知機能検査の実施に関する事務を処理すること。	○				○	
	道路交通法第97条の2及び第101条の4に規定する運転技能検査の実施に関する事務を処理すること。	○				○	
	運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロに規定する講習に関する事務を処理すること。	○				○	
	道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者講習に関する事務を処理すること。	○				○	
	道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する停止処分者講習に関する事務を処理すること。	○				○	
	道路交通法第108条の2第1項第6号に規定する原付講習に関する事務を処理すること。	○				○	
	道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する更新時講習に関する事	○				○	

務を処理すること。						
道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習に関する事務を処理すること。	○				○	
道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する違反者講習に関する事務を処理すること。	○				○	
道路交通法第108条の2第2項に規定する講習に関する事務を処理すること。	○				○	方面本部の調査官は運転免許管理官に限る。
道路交通法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する免許取得時講習に関する事務を処理すること。	○				○	
道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所職員講習に関する事務を処理すること。	○				○	
道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習に関する事務を処理すること。	○				○	方面本部の調査官は運転免許管理官に限る。
道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する若年運転者講習に関する事務を処理すること。	○				○	
指定自動車学校等から業務報告を受理すること。	○				○	
指定自動車教習所の車両等の変更届出を処理すること。	○				○	
指定自動車教習所の検定員及び指導員の採用申請に対する事実調査の事務を処理すること。	○				○	方面本部の調査官は運転免許管理官に限る。
応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定に関する事務を処理すること。	○				○	
自動車教習所の届出の受理に関する事務を処理すること。	○				○	方面本部の調査官は運転免許管理官に限る。
届出自動車教習所に対する指導又は助言（報告又は資料の提出要求を含む。）及び当該指導又は助言に伴う自動車安全運転センターに対する配慮要求に関する事務を処理すること。	○				○	
特例教習実施施設から申請書添付書類の記載事項の変更の届出を受理	○				○	

すること。						
特例教習実施施設に対する報告及び資料の提出要求に関する事務を処理すること。	○				○	
指定講習機関に関する事務（指定及び名称等の変更の公示を除く。）を処理すること。	○				○	
新任運転適性指導員研修等の終了者等に対する実務実習に関する事務を処理すること。	○				○	
運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定を受けた者から業務報告を受理すること。	○				○	
運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定を受けた者の名称等の変更の届出の受理に関する事務を処理すること。	○				○	
臨時適性検査（医師の診断書の提出命令を含む。）の実施に関する事務（臨時適性検査を行う医師の認定を除く。）を処理すること。	○			○		
自動車及び一般原動機付自転車の運転免許の申請並びに再試験の申込みの受理に関する事務を処理すること。			○		○	
自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験及び再試験の合格者を決定すること。			○		○	
自動車及び一般原動機付自転車の運転免許によって運転することができる自動車等の種類の限定及び運転上必要な条件の付加に関する事務を処理すること。			○		○	
自動車及び一般原動機付自転車の再試験に関する事務を処理すること。	○				○	
自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験の停止に関する事務を処理すること。	○			○		
自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験の実施及び免除に関する事務を処理すること。			○		○	
自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証用紙の收受及び払出しを行うこと。			○		○	
自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証等を交付すること。			○		○	
自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証等記載事項変更届を受理			○		○	

	すること。						
	自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証等の再交付、更新及び定期検査に関する事務を処理すること。			○		○	
	自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証等の返納（返還）に関する事務を処理すること。			○		○	
	自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の電磁的方法による記録に関する事務を処理すること。			○		○	
	運転経歴証明書の交付、記載事項の変更、再交付及び返納に関する事務を処理すること。			○		○	
	申請による運転免許の取消しに関する事務を処理すること。			○		○	
運転免許管理課	交通違反事件の行政処分の上申を受理し、90日未満の免許停止処分等に関する事務を処理すること。	○			○		
	道路交通法第106条の規定による国家公安委員会に対する報告を行うこと。	○			○		
	道路交通法に定める聴聞の公示手続きを行い、又は聴聞結果通知を発すること。	○			○		
公安第一課	軽易又は定型的な警備情報及び資料を受理し、これを処理すること。	○		○	○		○
	警備事案の処理について軽易な指示を行い、又はその結果を受理すること。	○		○	○		
公安第二課	警護に関して軽易な指示を行うこと。	○		○	○		
外事課	軽易又は定型的な密航監視哨員等に関する事務を処理すること。	○			○		
警備課	警備部隊の運用について軽易な指示を行うこと。	○			○		
	警備計画についての軽易な調査及び資料の調整を行うこと。	○			○		
	災害警備に関して軽易な指示を行い、又はその結果を受理すること。	○			○		
	気象情報及び警報の伝達を行うこと。	○			○		

## 別表第3（第4条関係）

## 警察署の副署長等の事項別専決規定表

## 警察署の格付基準

A 副署長に警視を充てている警察署をいう。

B 副署長に警部を充てている警察署をいう。

警察本部 担当所属	事項名	副署長		担当 警務 官等	担当 課長		摘要
		A	B		A	B	
共通	事務又は事案の内容が軽易な判断で処理できるもの。	○	○	○	○	○	
	軽易又は定型的な文書、物品等を発し、又は受理すること。	○	○	○	○	○	
	軽易又は定型的な各種証明類を審査し、証明すること。	○					
	軽易又は定例的な会議又は講習会の開催を決定すること。	○	○	○			
	他の機関・団体と、軽易及び定型的な協議又は連絡を行うこと。	○	○	○			
	一般当直、専務当直等の当直日誌を確認すること。	○	○				
総務課	公印の使用を承認すること。	○	○				
	衛星情報の解析を依頼し、その回答を受領すること。	○	○		○	○	
広報課	広報活動の実施状況を受理し、これを報告すること。	○	○				
	他機関に広報資料を提供すること。	○	○				
	所属ホームページに係る業務日誌を確認すること。	○	○				
施設課	公宅返納届を受理すること。	○	○				
	公宅の退去時又は入居時の点検表を確認すること。	○	○				
	施設等の点検シートを確認すること。	○	○				
装備課	給貸与品を受理し、又は返納すること。	○	○		○		
	被服の貸与状況を確認すること。	○	○		○		
	通信施設の新・増設、臨時架設、移設及び廃止の諸申請を行うこと。	○					
	警察装備品を受理し、又は返納すること。	○	○		○		
	警察装備品の修理を申請し、又は保管状況を報告すること。	○	○		○		
	警察手帳の遺失手配を受理すること。	○					
	警察車両の通常点検結果の報告を受けること。	○	○				
	私有車両の一時的な公務使用を承認すること。	○	○				
留置管理課	被留置者の接見等に関する諸決定を処理すること。	○	○		○		
	被留置者の勾留状を処理すること。	○	○		○		
	勾留請求済証明を受理すること。	○	○		○		
	被留置者の起訴通知を処理すること。	○	○		○		

	被留置者（新規留置時を除く。）の所持金品の出納を処理すること。	○	○		○		
	被留置者の診療結果を処理すること。	○	○		○		
	被留置者の面会を処理すること。	○	○		○		
	被留置者の信書の発受を処理すること。	○	○		○		
	留置施設等の点検実施結果を処理すること。	○	○		○		
	被留置者の委託留置を要請し、又は受理すること。	○	○		○		
	被疑者の仮留置を要請し、又は受理すること。	○	○		○		
	被留置者の護送計画を確認すること。	○	○				
警務課	警部補（同相当職を含む。）の軽易な諸願届を承認すること。	○	○	○	○	○	警務官等及び課長は一部のものに限る。
	巡査部長（同相当職を含む。）以下の軽易な諸願届を承認すること。	○	○	○	○	○	
	一般職員の身分証明書を申請又は返納すること。	○	○	○	○		
	司法警察員の指定又は解除をすること。	○		○			
	職員の勤務記録表記載事項異動届を受理し、これを報告すること。	○	○				
	警察職員採用予定者の調査依頼を受理し、その結果を報告すること。	○					
	特殊勤務手当に関する事務を処理すること。	○	○				
	時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令簿及び整理簿の事務を処理すること。	○	○				
	宿日直勤務命令簿の事務を処理すること。	○	○				
教養課	拳銃及び弾薬を受領し、又は返納すること。	○	○		○		
	拳銃の修理申請を行うこと。	○	○		○		
	弾薬の出納状況を確認すること。	○	○				
	職場教養の実施状況を把握し、又は履修状況を管理すること。	○	○				
	効果的な職場教養の事例を報告すること。	○	○				
	制圧逮捕又は救急法の活用事例を報告すること。	○	○	○	○		
	柔道及び剣道の審査並びに各種術科の技能検定の受験者を推薦すること。	○	○	○	○		
	術科の訓練日誌を確認すること。	○	○				
	各種術科訓練への出欠状況を確認すること。	○	○				
生活安全 企画課	業務管理日誌を確認すること。	○	○	○			
	青色回転灯装備車に係る証明書の再交付又は記載事項の変更に関する書類を確認すること。	○	○	○			

	再犯防止措置実施補助者を指定すること。				○	○	
	警察本部又は方面本部の再犯防止措置担当課長に援助を求めること。				○	○	
人身安全 対策課	所管の法令に基づく行政処分の実施結果の通知及び報告徴収等の事務を処理すること。	○	○	○			
	所管の法令に基づく援助の事務を処理すること。	○	○	○			
	保護取扱いに関する通知若しくは通報を発し、又は保護期間の延長を申請すること。	○	○	○			
	行方不明者の位置情報を照会すること。	○	○	○			
	特異行方不明者手配及びその解除に関する事務を処理すること。				○	○	
	行方不明者(特異行方不明者を除く。)の一般的な発見活動に関する事務を処理すること。	○	○	○			
	行方不明者の発見に伴う安全確認、関係者連絡等を措置すること。	○	○	○			
	行方不明者届がなされていない場合等に発見活動を指示すること。	○	○	○			
	児童虐待に係る通告を行うこと。	○	○	○			
	高齢者虐待及び障害者虐待に係る通報を行うこと。	○	○	○			
少年課	少年非行の結果を処理すること。	○	○	○			
	少年輔導の結果を処理すること。	○	○	○			
	少年の立ち直り支援(支援対象少年の指定又は打ち切り時を除く。)を実施すること。				○	○	
	被害少年の継続的支援を実施すること。	○	○	○			
保安課	所管の法令に基づく許認可等に係る各種調査に関する事務を処理すること。				○	○	
	人命救助等に従事する者及び使用人の届出(届出済証明書の記載事項の変更の届出を含む。)に関する事務を処理すること。				○	○	
	銃砲等及び刀剣類の所持許可申請を受理すること。				○	○	
	認知機能検査に関する事務を処理すること。				○	○	
	猟銃等及びクロスボウの講習受講申込みを受理し、講習修了証明書の書換え及び再交付に関する事務を処理すること。				○	○	
	技能検定申請を受理し、技能検定合格証明書の書換え及び再交付に関する事務を処理すること。				○	○	
	技能講習受講申込みを受理し、技能講習修了証明書の書換え及び再交付に				○	○	

関する事務を処理すること。						
銃砲等及び刀剣類所持許可証の書換え、再交付（亡失、滅失、盗難の手配及び手配解除を含む。）及び返納（交付した警察署への返納通知を含む。）に関する事務を処理すること。				○	○	
猟銃等及びクロスボウの所持許可更新申請を受理すること。				○	○	
猟銃・空気銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証の許可事項の抹消に関する事務を処理すること。				○	○	
指定射撃場、教習射撃場、練習射撃場、猟銃等射撃指導員及びクロスボウ射撃指導員の指定申請を受理すること。				○	○	
教習資格及び練習資格の認定申請を受理し、教習資格認定証及び練習資格認定証の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。				○	○	
教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出及び変更届出に関する事務を処理すること。				○	○	
年少射撃資格認定申請を受理し、年少射撃資格認定証の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。				○	○	
年少射撃資格講習受講申込みを受理し、年少射撃資格講習修了証明書の再交付及び書換えに関する事務を処理すること。				○	○	
クロスボウ射撃資格認定申請を受理し、クロスボウ射撃資格認定証の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。				○	○	
教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任及び解任の届出に関する事務を処理すること。				○	○	
火薬類運搬証明書の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。				○	○	
猟銃用火薬類等譲渡及び譲受の許可申請を受理すること。				○	○	
猟銃用火薬類等譲渡及び譲受の許可証の書換え、再交付及び返納に関する事務を処理すること。				○	○	
猟銃用火薬類等の輸入の許可申請を受理すること。				○	○	
猟銃用火薬類等の輸入許可書の記載事項変更届出に関する事務を処理すること。				○	○	
猟銃用火薬類等の消費の許可申請を受理すること。				○	○	
猟銃用火薬類等の消費許可書の記載				○	○	



事項変更届出に関する事務を処理すること。					
質屋営業の法令違反等の通報を行うこと。	○				
質屋営業の許可申請を受理すること。			○	○	
質屋営業の許可証の再交付、書換え及び返納に関する事務（欠格等調査を要するものは、受理に限る。）を処理すること。			○	○	
質屋の営業内容の変更の許可申請を受理すること。			○	○	
古物営業の法令違反等の通報を行うこと。	○				
古物商の営業所等に対する立入結果を処理（法令違反が認められるものを除く。）すること。			○	○	
古物営業の許可申請を受理すること。			○	○	
古物営業の許可証の再交付に関する事務を処理すること。			○	○	
古物営業の変更届出及び許可証の書換えに関する事務（欠格等調査を要するものは、受理に限る。）を処理すること。			○	○	
古物営業の許可証の返納に関する事務を処理すること。			○	○	
競り売り届出に関する事務を処理すること。			○	○	
古物競りあっせん業の届出に関する事務を処理すること。			○	○	
仮設店舗における古物営業の届出に関する事務を処理すること。			○	○	
古物競りあっせん業に係る業務の実施方法の認定申請を受理すること。			○	○	
金属くず回収業の法令違反等の通報を行うこと。	○				
金属くず回収業の営業所等に対する立入結果を処理すること（法令違反が認められるものを除く。）。			○	○	
金属くず回収業の許可申請を受理すること。			○	○	
金属くず回収業の許可証の再交付に関する事務を処理すること。			○	○	
金属くず回収業の変更届出及び許可証の書換えに関する事務（欠格等調査を要するものは、受理に限る。）を処理すること。			○	○	
金属くず回収業の許可証の返納に関する事務を処理すること。			○	○	
探偵業者の営業所等に対する立入結果を処理（法令違反が認められるもの			○	○	

を除く。) すること。						
探偵業開始届出を受理すること。				○	○	
探偵業廃止届出に関する事務を処理すること。				○	○	
探偵業変更届出に関する事務（欠格等調査を要するものは、受理に限る。）を処理すること。				○	○	
警備業者の営業所等に対する立入結果を処理（法令違反が認められるものを除く。）すること。				○	○	
警備員指導教育責任者講習受講申込みを受理すること。				○	○	
警備業の検定申請を受理すること。				○	○	
警備業の審査申請並びに成績証明書 の書換え及び再交付の申請を受理すること。				○	○	
機械警備業務管理者講習受講申込み を受理すること。				○	○	
警備員指導教育責任者講習修了証明 書及び機械警備業務管理者講習修了証 明書の再交付の申請を受理すること。				○	○	
警備業営業所設置等届出に関する事 務を処理すること。				○	○	
警備業廃止届出に関する事務を処理 すること。				○	○	
警備業の法第11条第1項変更届出に 関する事務（欠格等調査を要するもの は、受理に限る。）を処理すること。				○	○	
警備業の法第11条第4項変更届出に 関する事務を処理すること。				○	○	
警備業の都道府県内廃止届出に関す る事務を処理すること。				○	○	
警備業の服装届出に関する事務を処 理すること。				○	○	
警備業の護身用具届出に関する事務 を処理すること。				○	○	
警備業の服装・護身用具変更届出に 関する事務を処理すること。				○	○	
機械警備業務開始届出を受理するこ と。				○	○	
機械警備業務変更届出に関する事務 （欠格等調査を要するものは、受理に 限る。）を処理すること。				○	○	
警備業の認定申請を受理すること。				○	○	
警備業の認定の有効期間の更新申請 を受理すること。				○	○	
警備員指導教育責任者資格者証の交 付、書換え及び再交付の申請を受理す ること。				○	○	
警備業の合格証明書の交付、書換え 及び再交付の申請を受理すること。				○	○	
機械警備業務管理者資格者証の交				○	○	

付、書換え及び再交付の申請を受理すること。						
風俗営業所等に対する立入結果を処理（法令違反が認められるものを除く。）すること。				○	○	
遊技機の認定申請の受理、進達及び認定通知書の交付に関する事務を処理すること。				○	○	
風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可申請を受理すること。				○	○	
風俗営業許可証及び特定遊興飲食店営業の許可証の再交付、書換え及び返納に関する事務並びに管理者証の変更の届出及び再交付に関する事務を処理すること。				○	○	
相続、合併及び分割の承認申請を受理すること。				○	○	
風俗営業所及び特定遊興飲食店営業所の構造設備の変更承認に関する事務を処理すること。				○	○	
特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定申請を受理し、認定証の再交付及び返納に関する事務を処理すること。				○	○	
遊技機の変更承認に関する事務を処理すること。				○	○	
性風俗関連特殊営業の届出確認書の再交付及び返納に関する事務を処理すること。				○	○	
風俗営業及び特定遊興飲食店営業の変更届出に関する事務（欠格等調査を要するものは、受理に限る。）を処理すること。				○	○	
店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の廃止及び変更の届出に関する事務を処理すること。				○	○	
無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の廃止及び変更の届出に関する事務を処理すること。				○	○	
闘犬の許可申請を受理すること。				○	○	
行政処分の結果、弁明及び聴聞の通知を受理すること。	○					
本部指示による各種取締りの実施結果を報告すること。	○	○				
銃砲等及び刀剣類、質屋営業、古物営業、金属くず回収業、探偵業、警備業、風俗営業等並びにインターネット異性紹介事業の許可等に係る欠格事由に関する調査を照会し、その結果を受理すること。				○	○	

	銃砲等及び刀剣類、質屋営業、古物営業、金属くず回収業、探偵業、警備業、風俗営業等並びにインターネット異性紹介事業の許可等に係る前科調査を照会し、その結果を受理すること。					○	○	
地域企画課	巡視又は巡回指導を計画し、又は結果報告をすること。	○	○					
	月間の勤務計画を確認すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	当務日の勤務計画を確認すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	勤務日誌を確認すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	地域警察官の事件・事故、相談等の取扱状況を確認すること。	○	○					
	地域警察官の個人実績を確認すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	巡回連絡の推進状況を確認すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	交番・駐在所連絡協議会の結果を報告すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	無線指令責任者を指定すること。	○	○					交替制の地域課長は除く。
	地域警察官の所外活動時における私用携帯電話の携帯及び使用を承認すること。		○		○	○		
通信指令課	緊急配備の実施を要請し、又は受理すること。	○	○					
	緊急配備の実施結果を確認し、報告すること。	○	○	○				
	車両検問結果を確認し、発生署に送付すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	非常通報装置の設置に関する事前協議を受理し、その結果を報告すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	非常通報装置運用開始届及び非常通報装置設置者票を受理すること。		○	○	○	○		交替制の地域課長は除く。
	無線機器等の配置状況を確認すること。	○	○					
	無線機器等の出納状況を確認すること。	○	○					
	無線機器等の点検結果を確認すること。	○	○					
	無線機器等の借用を申請すること。		○		○	○		
	無線機器等の修理を申請すること。		○		○	○		
	110番通報等の処理結果を確認すること。		○		○	○		
	無線業務日誌を確認すること。		○		○	○		
刑事企画課	本部長指揮事件に係る軽易な捜査報告書を受理すること。	○		○				
	署長指揮事件に係る捜査報告書を受理すること。	○		○				
	他署発生事件の事件手配及び手配解	○		○				

	除を受理すること。								
	捜査嘱託書を受理し、これを回答すること。				○	○			
	徴収金に関する照会書を受理し、これを回答すること。				○	○			
	所有権放棄書及び徴収嘱託書を受理し、これを回答すること。				○	○			
	捜査指揮書を受理し、これを回答すること。	○		○					
	被疑者の引渡しを行うこと。	○		○					
	収容状を受理し、これを執行すること。	○	○		○				課長は刑事課長に限る。
	証拠品還付嘱託を受理し、これを執行すること。		○		○				
	事件の移送及び引継ぎをすること。	○	○		○				課長は刑事課長に限る。
	捜査の端緒となる投書等を受理すること。	○		○					
	弁護士選任通知簿を確認すること。			○					
	保釈者等視察簿を確認すること。	○	○						
	捜査員配置簿を確認すること。	○		○					
	指名手配（通報）管理簿を確認すること。				○	○			
	鑑定等物件受渡票を確認すること。				○	○			
	被害者連絡経過票（新たに作成したものを除く。）を確認すること。				○	○			
	出所情報関係記録のデータ提供を依頼し、その結果を受理すること。	○		○					
捜査第三課	重要品触を発し、又は受理すること。	○		○					
	普通品触を発し、又は受理すること。		○		○				
	品触解除を発し、又は受理すること。		○		○				
	移動警察勤務計画を承認すること。	○		○					
鑑識課	既決犯罪通知書を受理すること。		○		○				
	処分結果通知書を受理すること。				○	○			
	各種照会書を発受し、その結果を受発すること。	○	○	○					
	指掌紋等の対照を依頼し、その結果を受理すること。	○	○	○					
	被疑者写真の作成を依頼し、その結果を受理すること。				○	○			
	現場足跡、被疑者足跡等の対照を依頼し、その結果を受理すること。	○	○	○					
	ポリグラフの検査を依頼し、その結果を受理すること。	○		○					
	指掌紋記録等作成処理簿を作成し、指掌紋記録等を送信又は送付すること。	○	○	○					
	軽易な鑑定を依頼し、その結果を受理すること。	○		○					
	鑑識業務の統計に係る定期報告の事務を処理すること。				○	○			
	被疑者写真業務に係る端末装置の運用担当者を指定すること。	○	○	○					

	被疑者写真業務に係る端末装置の操作担当者を指定すること。				○	○	
	警察犬の出動要請を行い、その使用結果を報告すること。	○	○	○			
	身元不明死体票を作成し、送付すること。	○	○	○			
	行方不明者受理票の写しを送付すること。	○	○	○			
交通企画課	部外からの法規講習の開催の依頼を受理し、講師を派遣すること。	○		○			
	道路交通法施行細則により公安委員会に提出する申請書又は届書のうち、本部処理とされているものを受理し、これを送付し、及びその結果を受理すること。	○		○			
	自動車運転代行業の申請に係る要件の確認又は報告をすること。		○		○	○	
	原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る確認証を交付し、又は返納を受理すること。		○		○	○	
	特定自動運行の許可証の書換えに関する事務を処理すること。		○		○	○	
	特定自動運行の許可の効力の仮停止に関する報告をすること。		○		○	○	
交通指導課	交通法令違反者の雇用者に対し、その違反内容等を通知すること。	○		○			
	整備通知書の整備指示結果を確認すること。	○		○			
	交通取締用機材を受領すること。	○		○			
	交通切符等を受理し、処理すること。		○		○	○	
	交通反則行為等に係る告知報告書又は関係書類の提出を受けること。	○		○			
	交付嘱託により依頼を受けた交通反則通告書を交付すること。	○		○			
	違法駐車車両に係る保管、売却等の事務を処理すること。	○		○			
	違法駐車車両に係る売却車両の移転登録、廃棄車両の抹消登録又は保管車両の移転登録を嘱託すること。		○		○	○	
	放置車両確認事務委託に係る放置車両確認機関を公示すること。	○		○			
	駐車監視員の巡回予定表及び放置車両確認等事務日報を確認すること。			○			
	違法駐車車両に係るガイドライン案の報告、公表又は指導教養をすること。		○		○	○	
	違法駐車車両に係るレンタカー業者への通知等の事務を処理すること。		○		○	○	
	車検拒否制度に係る納付書又は徴収確認書を交付すること。	○		○			
	違法工作物等の除去に要する負担金の納付、負担金滞納者に対する督促又は強制徴収を処理すること。	○		○			

	過積載車両の運転の要求等の禁止違反に係る要求等行為を認定するための調査活動を行い、その結果を報告すること。	○		○			
	過積載車両の運転の要求等の禁止違反に係る再発防止命令（貨物運送取扱事業法の規定による貨物運送取扱事業者に限る。）を地方運輸局長に連絡すること。	○		○			
	警察本部又は方面本部から送付された飲酒検知管の受領確認をすること。	○	○	○			
	未使用の飲酒検知管の回収確認をすること。	○	○	○			
	点数制度に係る違反等登録票を作成し、これを送付すること。		○		○	○	
	手書用放置車両確認標章を配布し、その保管状況を確認すること。		○		○	○	
	確認標章処理一覧表を確認し、これを送付すること。	○	○	○			
	放置車両確認処理用携帯端末若しくは同印字機又は携帯端末用放置車両確認標章を貸与し、その貸与状況を確認すること。		○		○	○	
交通捜査課	物件事故報告書を確認すること。		○		○	○	
交通規制課	道路標識及び道路標示の維持管理を行うこと。	○		○			
	交通信号機の維持管理を行うこと。	○		○			
	道路の通行禁止及び制限を行うこと。	○		○			
	自動車の通行の許可申請を受理し、これを許可すること。	○		○			
	自動車の駐車 of 許可申請を受理し、これを許可すること。		○		○	○	
	パーキング・チケット発給設備の維持管理を行うこと。	○		○			
	制限外積載許可等の申請を受理し、これを許可すること。		○		○	○	
	道路使用の許可申請の受理、審査又は許可をすること。		○		○	○	
	道路交通法第79条に基づく協議書を発し、その回答を受理すること。		○		○	○	
	道路交通法第80条第2項に基づく協議書を受理し、その回答を発すること。		○		○	○	
	道路法第32条第5項に基づく協議書を受理し、その回答を発すること。		○		○	○	
	自動車の保管場所証明の申請を受理し、これを証明すること。		○		○	○	
	自動車の保管場所に係る報告、資料提出要求の代理処理又は照会をすること。		○		○	○	
	通行禁止道路における身体に障害のある者を輸送する車両に対する通行の		○		○	○	

	許可申請を受理し、これを報告すること。						
	緊急通行車両等の確認をすること。		○		○	○	
	緊急通行車両等の標章及び証明書の記載事項の変更の届出、再交付の申出及び返納を受理すること。		○		○	○	
運転免許試験課	運転免許の申請を受理し、運転免許証を交付すること。		○		○	○	
	運転免許証の更新及び再交付の申請を受理すること。		○		○	○	
	運転免許証記載事項変更届を受理すること。		○		○	○	
	運転免許証の差し出しを受理すること。		○		○	○	
	運転免許証の返納を受理すること。		○		○	○	
	委託講習機関から講習計画を受理し、これを連絡すること。	○		○			
	受講者名簿を委託講習機関に送付すること。		○		○	○	
	自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の電磁的方法による記録に関する事務を処理すること。		○		○	○	
	運転経歴証明書の交付、記載事項の変更、再交付及び返納に関する事務を処理すること。		○		○	○	
	国外選手免許証の交付又は返納に関する事務を処理すること。		○		○	○	
運転免許管理課	行政処分の上申を行うこと。		○		○	○	
	運転免許についての諸執行指示を受理すること。	○		○			
	意見の聴取・聴聞結果の通報を受理すること。	○		○			
	仮停止又は準仮停止における意見の聴取・聴聞の通知方指示を受理すること。	○		○			
	交通違反・事故等前歴照会、運転免許の取得事実照会又は運転免許停止処分の執行事実照会を発出すること。	○	○	○			
公安第一課	軽易な警備情報を受理すること。		○		○		
	業務日誌を確認すること。	○	○	○			警務官等は警備官に限る。
警備課	他の警察署の警備計画を受理すること。	○					



別表第4（第5条関係）

警察学校における事項別専決規定表

事項名	本校				分校長	摘要
	庶務部長	部長	課長	次長		
軽易又は定型的な文書、物品等を発し、又は受理すること。	○	○	○		○	
軽易又は定型的な照会、報告（復命を含む。）、上申、通報、回答、連絡、伺等を処理すること。	○	○	○		○	
警察車両の通常点検結果の報告を受けること。			○	○		
警部補（同相当職を含む。）以下の所属職員の軽易な諸願届を承認すること。			○	○		課長及び次長に係る一部のものについては、班長を含む。
特殊勤務手当に関する事務を処理すること。		○	○			
時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令簿及び整理簿の事務を処理すること。		○	○			
宿日直勤務命令簿の事務を処理すること。		○	○			
文書の収受及び発送に関する事務を処理すること。			○			
給貸与品及び警察装備品の受理、保管、修理、返納等に関する事務を処理すること。	○					
拳銃弾薬の受領、返納及び拳銃の修理申請を行うこと。	○					
公務災害の申請を行うこと。	○	○				
証書台帳に関する事務を処理すること。	○				○	

注 部長欄は、庶務部長を除く各部長をいう。